

地方創生におけるデジタル活用の方向性の記載及び
「デジタル技術の積極的な活用」の見直しについて

第5章

計画の推進にあたって

第1節 計画の推進にあたって

1 協働のまちづくり

逗子市では、池子米軍家族住宅*建設問題をはじめとして、様々な市民参加*が行われてきた歴史があり、自分たちのまちは自分たちで守り、つくるという強い思いを持っています。また、「逗子市まちづくり基本計画」においても、自ら課題を解決すべく地域の活動に関わっていくという「自律した市民」の必要性が示されています。

市民のニーズが多様化し、地域の課題も複雑化する中であって、行政の力だけで、新たなニーズに対応したり、課題を解決したりすることは難しくなっています。基本構想で示している将来像の実現に当たっては、一人ひとりの市民や地域団体、企業など様々な主体が、それぞれの力を持ち寄り、役割を分担して、連携、協働してまちづくりに取り組むことが求められています。

地域の課題については、住民自治協議会*と課題認識を共有し、協力して取り組むことが求められます。住民自治協議会は、地域のビジョンを持ち、地域住民の意見をまとめるとともに、住民自らが地域の課題を解決する組織として設立されています。自治会・町内会や他の地域団体とともに、地域で力を合わせ、地域なりの方法で課題に対応していくことが期待されています。

また、これまで培ってきた協働の精神をさらに発展させ、市内の団体・組織だけでなく、大学等教育機関や企業など、本市にはない情報、知恵、ノウハウ等をもった市外の団体・組織との連携、協働をこれまで以上に進め、課題の解決を図っていきます。

2 効果的・効率的な自治体経営の推進

前期実施計画期間において、さらに少子高齢化が進展した中、デジタル技術の進歩、気候変動を引き起こす地球温暖化の深刻化や地域を越えた環境問題の顕在化、さらには新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大等、わたしたちを取り巻く社会や経済の状況は目まぐるしく変化してきました。同時に、人口減少に鑑みると、財政状況は決して楽観できるものではありません。市民ニーズの高度化・多様化に対応するため、限られた財源を選択と集中の観点から適切に配分し、将来を見据えて、効率的でかつ質の高い行政を展開していかなければなりません。

そのために、最少の経費で最大のサービスが提供できるよう、指定管理者制度*やPFI*などによる民間活力の導入、事務事業の民間委託化、公共施設の統廃合、職員人件費の適正化などに取り組んでいく必要があります。また、事業選択の際には、費用対効果の検証はもちろん、その目的や成果を改めて検証し、改善につなげることで市民の期待に応えていくことが重要となります。さらに、複数の自治体において広域で行ったほうが合理的、効率的な取り組みについては、県や関係市町村と連携、協力のもと、その可能性を調査・研究していきます。引き続き

これらの行財政改革に取り組み、行財政の基盤をさらに強化して足腰の強い自治体づくりを進めていきます。

また、国や県からの財源移譲や補助等の拡充を求めることも必要ですが、一方で財政構造の転換を図っていかなければなりません。個人市民税をはじめとして自主財源を増やす取り組みを進めていくとともに、財政構造の安定性を高めていく趣旨からも企業誘致・起業促進に取り組んでいきます。加えて、ふるさと納税や企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）、広告事業などを活用して、税外収入の確保を図っていきます。

3 SDGs*の推進

国連が定めたSDGsは、2030年までに達成すべき世界共通の目標ですが、その多くが本市のめざすべき方向と重なります。市民が安心して暮らせるまちとして、本市がこれからも未来にわたって持続していくための観点を意識し、まちづくりを進めていかなければなりません。あらゆる施策の推進にあたり、SDGsを念頭に、市民、行政が一体となって取り組んでいきます。

4 デジタル技術の積極的な活用

AI*、IoT*、ロボット、ビッグデータなどのデジタル技術の革新は、業務の効率化や生産性の向上、加えて個々に対して、よりきめの細かいサービスの提供を可能にします。デジタル化を前提とした新たな働き方や暮らしが急速に普及するなど、市民生活はもとより、企業・行政のあり方に至るまで、私たちの社会全体が大きな転換期を迎えています。

国においては「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、めざすべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。また、総務省では「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、関係省庁による支援策等を併せてとりまとめ「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定しています。さらに、デジタル田園都市国家構想総合戦略においては、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させるとし、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決を進めていくこととされています。

様々な効果が期待できるデジタル化ですが、そのこと自体は目的ではなく、行政課題の解決方法の一つとして適切に選択し進めていくべきことに強く留意しなければなりません。

本市では、2024年（令和6年）4月に「逗子市DX推進ビジョン」を策定しました。この「逗子市DX推進ビジョン」は、総合計画基本構想の第5章「計画の実現に向けて」に定める「デジタル技術の活用」を受けて定めているものです。

「逗子市 DX 推進ビジョン」は、総合計画の目標を達成する手段としてのデジタル化及びDX推進の方針を示し、市民サービスと職員業務の2つの側面からDXを推進することとしています。

「逗子市 DX 推進ビジョン」を実現するために、全体的な連携を図りつつ具体的な取り組みを進めていきます。市民サービスの充実や利便性の向上を図るための具体的な取り組みとして、自治体フロントヤード改革を推進していくとともに、行政手続きのオンライン化を進めていきます。また、誰もが安心して行政サービスを受けられるようデジタルデバイド*対策も推進していきます。職員の業務効率化の視点では、自治体情報システムの標準化・共通化への対応や情報セキュリティ*対策を徹底し、DX推進基盤の整備を進め、デジタル技術を活用した業務効率化に取り組んでいきます。

これらの取り組みを着実に推進し、デジタルの力を活用した社会課題解決を進めていくために、DXに係る施策を総合的かつ計画的に推進するDX推進本部を中心に、各所管が主体的にデジタル化に取り組む状況を作っていきます。そのためにも全庁的にデジタル人材の育成に取り組んでいくとともに、DX推進体制の強化も図っていきます。行政DXを効果的に推進することによって、市民サービスの向上と職員の業務効率化を実現し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をめざしていきます。

5 情報発信・情報提供の推進

市民と行政との間に民主的な開かれた関係をつくり、協働のまちづくりを進めていくためには、行政の透明性を確保し、行政の情報が市民に広く共有されている必要があります。情報公開制度の適正な運用は当然のことながら、行政からの積極的な情報発信、情報提供が求められています。さらに、行政に対する理解を深め、内容に共感した市民の行動の動機付けになるよう、これまでホームページ、広報誌を中心としていた情報発信については、デジタル技術の進歩と利用者ニーズの多様化を踏まえ、効果的に実施していきます。

また、本市の魅力を高め、内外に対して積極的に発信するシティプロモーション*に取り組むことで、子育て世代を中心とする生産年齢人口層の転入促進につなげていきます。

その一方で、個人情報には厳正に保護されなければなりません。事務処理のデジタル化が進展し利便性が向上する半面、個人の権利利益の保護はますます重要になります。個人情報の厳格な管理・運用を行うため、個人情報保護法の適正な運用に努めます。

こうした取り組みのもと、あらゆる主体が、自らの活動を発信し、コミュニケーションを豊かにすることにより、いきいきと暮らせるまちをめざします。

6 個別計画等との相互連携

市の計画体系は、総合計画を最上位とし、各分野において基本構想の考えに沿った行政計画を必要に応じて策定します。各施策の推進にあたっては、所掌を越えて生じる影響と期待できる波及効果を意識し、計画や施策、組織を横断する視点をもって枠組みを越えて総合計画の推進を図ります。